

令和3年5月11日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 岸田 隆博

緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症への対応について
(令和3年5月11日時点)

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、兵庫県に出されている緊急事態宣言が5月31日(月)まで延長されたことから、丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会等の方針を総合的に判断し、今後の対応を下記の通り決定いたしました。

つきましては、**お子様の健康・安全を最優先に、学校では最大限の感染防止に努めてまいります**ので、教育活動の継続について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の状況に応じて変更が生じることがあることを申し添えます。

記

1 緊急事態措置期間

令和3年5月31日(月)まで

2 学校教育活動の継続等

(1) 感染症対策の徹底

・**感染防止対策を徹底し、教育活動を続けます。**

(2) 部活動における感染症対策の強化

ア 平日は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内のみ活動を実施します。

なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しません。

ウ 活動時間は2時間以内とします。

エ 土日は、原則休止とします。

※ただし、中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習(合宿等、宿泊を伴う活動は除く)は可とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とします。

3 ご家庭へのお願い

- お子様の毎日の登校前の健康観察（検温等）、手洗い、マスク着用の徹底をお願いします。また、必要な用事以外の外出は控えさせてください。
- お子様又は同居のご家族が、「感染」もしくは「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。
- 兵庫県に緊急事態宣言が発出されている期間は、お子様並びに同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないようお願いします。（出席停止）
- 学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を守って参加いただくとともに、本人及び家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR 検査受診者がいる場合は参加しないようお願いします。
- 学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底し、コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅させてください。

4 心のケア

きめ細やかな健康観察をはじめ、お子様の状況を把握し、心身の健康に適切に対応します。何かありましたら、各学校をはじめ、下記相談機関にご相談ください。

【市内相談機関】丹波市立教育支援センター内（春日町黒井 1519 番地 1）	
学校いじめゼロ支援チーム	74-0711
レインボー教室	74-0710
教育相談室	74-3220
いじめ報告・相談アプリ STOPit（中学生）	

5 安心して学校生活を送るために

お子様が感染症への正しい理解のもとに適切に行動できるよう、ご家庭でもこの機会に親子で話し合ってみてください。今後も人権を大切に、安心して学校生活を送ることができるよう、ご協力をお願いします。